

## 堺一輪車連盟 規約

(名称)

第1条 本連盟は「堺一輪車連盟」と称する。

(目的)

第2条 本連盟は堺市学校一輪車連盟の意思を継ぎ、一輪車を教育の場に活用し、学童の健全な育成を目指す教育団体および各団体によって組織し、技能の向上と一輪車の普及と当該教育団体と各種団体間相互の親睦を図る。

(事業)

第3条 本連盟は、上記目的を達成するため、次の活動を行う。  
①行政など公的機関の行事への参加・協力。  
②関係諸団体主催の行事への参加・協力。  
③自転車関係機関行事への参加・協力。  
④合同練習会・競技会・発表会など、本連盟目的達成のための行事の開催。  
⑤その他 健全育成に関わる行事など企画・参画、実施

(事務所)

第4条 本連盟の本部とその事務所は堺市に置く。

(会員)

第5条 本連盟には上記目的に賛同し実際に活動する教育団体と各種団体および学校推薦の個人も加入することができる。

(役員)

第6条 本連盟には、加盟校教職員および校区指導者および本連盟設立目的に賛同する者の中から、その運営の為の役員を置く。  
代表 1名  
事務局長 1名  
事務員 若干名 (書記会計含む)  
競技委員長 1名  
競技委員 若干名  
相談役 若干名 (監査も含む)

(任期)

第7条 本連盟の役員の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

(運営)

第8条 本連盟の運営は、総会および役員会によってなされる。総会、役員会は必要に応じて開催するものとする。

(会計)

第9条 本連盟の運営経費には、寄付金・助成金(補助)などをもって充てる。

(会計年度)

第10条 本連盟の会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成21年10月1日に制定する。

[補足]

第4条(事務所)を堺市中区八田寺町278-29に設置する。  
第11条(附則)本規約を平成29年5月20日に改訂する。